

持続化補助金の手引き

一般型

コロナ特別対応型

補助金事業

申請に関する



留意事項

この手引きは、補助対象事業者が持続化補助金を申請するにあたり、比較的小さいお問い合わせをいただくことの多い支援メニューの違いなど、申請に必要な公募要領でお伝えしておくべき事項をご案内するものです。

この手引きに関する公募要領は、令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金〈一般型〉、令和2年度補正予算 小規模事業者持続化補助金〈コロナ特別対応型〉となりますが、本資料6ページを参考にしてネット検索で確認できます。

令和2年5月
【第1版】

Q1 「持続化補助金」とは何ですか？

持続化補助金(正式名称：小規模事業者持続化補助金)とは、小規模事業者等が行う販路開拓や生産性向上の取組に要する経費の一部を支援する制度です。

現在「一般型」と新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者向けの「コロナ特別対応型」の2種類があります。

この制度は、商工会、商工会議所のサポートを受けながら経営計画書、補助事業計画書を作成し、審査を経て採択が決定された後、所定の補助を受けます。

Q2 「持続化給付金」と何が違うのですか？

「持続化給付金」は、新型コロナウイルス感染症の拡大による営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を給付します。

「持続化補助金」は、用途を限定しており、小規模事業者等が行う販路開拓や生産性向上の取組に要する経費の一部を補助します。

Q3 「一般型」とは何ですか？

「一般型」は、経営計画に基づく、小規模事業者の販路開拓や生産性向上の取組に要する経費の一部を支援します。

開拓する販路として対象とすることができる市場の範囲は、日本国内に限らず、海外市場も含むことができます。また、消費者向け、企業向け取引のいずれも対象となります。

開業したばかりの事業者が行う、集客・店舗認知度向上のためのオープンイベント等の取組も対象となります。

本事業の完了後、概ね1年以内に売上げにつながるが見込まれる事業活動、言い換えれば、早期に市場取引の達成が見込まれる事業活動を対象としています。

Q4 「コロナ特別対応型」とは何ですか？

「コロナ特別対応型」は、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるため、補助対象経費の6分の1以上が、以下のA B Cいずれかの要件に合致する投資を行う小規模事業等の販路開拓や生産性向上の取組に要する経費の一部を支援する制度です。

なお、複数の類型に合致する場合は、投資額の合計額が補助対象経費の6分の1以上であれば支援対象となります。

また、「コロナ特別対応型」では、以下のとおり類型を A B C に分類しています。

- 類型
- A サプライチェーンの毀損への対応**
顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと。
 - B 非対面型ビジネスモデルへの転換**
非対面・遠隔でサービス提供するビジネスモデルへ転嫁するための設備・システム投資を行うこと。
 - C テレワーク環境の整備**
従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること

この制度は、商工会、商工会議所のサポートを受けながら経営計画書、補助事業計画書を作成し、審査を経て採択が決定された後、所定の補助を受けます。

Q5 補助金の対象となる事業者の範囲は？

補助金の対象となる事業者は、「一般型」と「コロナ特別対応型」共通で、小規模事業者と一定要件を満たす特定非営利活動法人（以下、小規模事業者等）となります。

- 1 商業・サービス業（宿泊・娯楽業を除く）
▶ 常時使用する従業員の数…5人以下
- 2 サービス業のうち宿泊業・娯楽業
▶ 常時使用する従業員の数…20人以下
- 3 製造業その他
▶ 常時使用する従業員の数…20人以下

Q6 補助金の上限、補助率は？

補助金の対象となる事業者は、「一般型」と「コロナ特別対応型」共通で、小規模事業者と一定要件を満たす特定非営利活動法人（以下、小規模事業者等）となります。

一般型

補助上限額…50万円
補助率……………2/3

コロナ特別対応型

補助上限額…100万円
補助率 **A** サプライチェーンの毀損への対応…2/3
B 非対面型ビジネスモデルへの転換…3/4
C テレワーク環境の整備……………3/4

※複数の類型に合致する場合は、**B**または**C**の類型が含まれていれば、全補助対象経費について、3/4の補助率となります。

Q7 どういう経費が支援されますか？

補助対象経費は、以下のとおりです。

- ① 機械装置等費
- ② 広報費
- ③ 展示会等出展費
- ④ 旅費
- ⑤ 開発費
- ⑥ 資料購入費
- ⑦ 雑役務費
- ⑧ 借料
- ⑨ 専門家謝金
- ⑩ 専門家旅費
- ⑪ 設備処分費
- ⑫ 委託費
- ⑬ 外注費

補助対象となる額は、これら補助対象経費に補助率(2/3 または 3/4)を乗じた額の合計額(補助上限額まで)となります。

Q8 類型 **A** のみ補助率が 2/3 なのは何故ですか？

感染拡大防止につながる事業について補助率を 3/4 に引き上げることとしたため、類型 **A** (サプライチェーンの毀損^{きそん}への対応)は、感染拡大防止と直接関係がなく、補助率の引き上げはございません。

Q9 持続化補助金の申込先はどこですか？

支援機関が 2 箇所あり、交付要綱の申請先は、小規模事業者が所在する事業所によって異なります。詳しくは、後述 7 ページの「申請先の探し方」をご参照ください。

Q10 受付の締め切りは？

第 3 回受付締切は以下のとおりです、なお、第 3 回受付締切以降も複数回の締切を設ける予定であり、締切日は決定次第、順次公開する予定です。

一般型

2020 年 **10月2日** (金) [郵送：締切日当日消印有効]

コロナ特別対応型

2020 年 **8月7日** (金) [郵送：必着]

Q11 申請に必要な「公募要領」を教えてください

公募要領は、補助対象となる事業者が補助金を受けるに当たって、申請手続に必要な書類の内容が説明されております。提出書類を準備し、所定の機関に提出することで、審査を経て採択決定後、補助金の交付を受けることができます。

持続化補助金に関する公募要領では、「一般型」と「コロナ特別対応型」の2種類があります。提出先は、申請者（小規模事業者）が所在する事業所を担当する支援機関で異なります。公募要領は、以下のキーワード検索で確認、申請については、次ページ「申請先の探し方」をご覧ください。なお、公募要領はすべてPDF形式のファイルでご案内しております。

公募要領の検索

- 「一般型」の公募要領の正式名称は、
「令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金〈一般型〉」です。

都道府県商工会連合会・全国商工会連合会

公募 持続化補助 一般型 全国連

日本商工会議所

公募 持続化補助 一般型 日商

- 「コロナ特別対応型」の公募要領の正式名称は、
「令和2年度補正予算
小規模事業者持続化補助金〈コロナ特別対応型〉」です。

都道府県商工会連合会・全国商工会連合会

公募 持続化補助 コロナ 全国連

日本商工会議所

公募 持続化補助 コロナ 日商

申請先の探し方

申請書類一式を提出するには、申請者の事業所が所在する市区町村で相談や対応のできる支援機関（商工会または商工会議所）が何処にあるのか、インターネットで検索してみましょう。なお、支援機関の会員でなくても支援を受けることができます。

スタート ▶ まずは、ご確認いただきたい全国商工会連合会の「商工会検索」です。

ウェブサイト・検索 https://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754

全国連 商工会 検索

手順 1 このウェブサイトアクセスすると、全国マップ形式で都道府県にチェックボックス がありますので、申請者の事業所が所在する都道府県を選択してください。

手順 2 画面左上に「検索開始」とありますので、そこをクリックします。検索結果から、事業所に該当する市区町村の商工会を選択（クリック）すれば、連絡先等が表示されてますので、そちらまでお問い合わせください。

もしも ▶ 全国商工会連合会の検索で事業所が該当しなかったら…。

次に、日本商工会議所（都道府県連）の検索です。

ウェブサイト・検索 <https://www5.cin.or.jp/ccilist>

日商 都道府県連 検索

手順 3 このウェブサイトアクセスすると、「日本地図」と「都道府県の一覧」が表示されます。申請者の事業所が所在する都道府県をクリックしてください。

手順 4 事業所が所在する都道府県を選択（クリック）すると、市区町村レベルで商工会議所が表示されます。事業所に該当する市区町村の商工会議所を選択（クリック）すれば、連絡先等が表示されてますので、そちらまでお問い合わせください。



申請に必要な書類

ここでは項目のみご案内します。詳細は公募要領でご確認ください。

法人または個人事業主は、共同事業に参画する事業者ごとに必要となります。
特定非営利活動法人は、共同事業に参画する特定非営利法人ごとに必要となります。

一般型

全ての申請者

- ・補助金に係る申請書（様式1）
- ・経営計画書（様式2）
- ・補助事業計画書（様式3）
- ・事業支援計画書（様式4）
- ・補助金交付申請書（様式5）

※政策加点を希望する場合は、希望する加点に必要な書類

法人の場合（特定非営利活動法人を除く）

- ・貸借対照表（直近1期分）
- ・損益計算書（直近1期分）

個人事業主の場合

- ・直近の確定申告書又は所得税青色申告決算書又は開業届

特定非営利活動法人の場合

※公募要領でご確認ください。

コロナ特別対応型

全ての申請者

- ・補助金に係る申請書（様式1）
- ・経営計画書（様式2）
- ・支援機関確認書（様式3）
- ・補助金交付申請書（様式4）

※概算払いを希望する場合、補助金概算払請求書（様式5）

法人の場合（特定非営利活動法人を除く）

- ・貸借対照表（直近1期分）
- ・損益計算書（直近1期分）

個人事業主の場合

- ・直近の確定申告書又は所得税青色申告決算書又は開業届

特定非営利活動法人の場合

※公募要領でご確認ください。

申請から確定までの流れ

持続化補助金の申請手順

- 1 持続化補助金のホームページから申請書類をダウンロード
- 2 「経営計画」、「補助事業計画」を記載する（手書きでも可）
 - ・一般型の場合：様式2、様式3
 - ・コロナ特別対応型の場合：様式2
- 3 2で作成したもの（写し可）を地域の商工会または商工会議所に提出し、「支援機関確認書」の交付を依頼し、後日受け取る。
 - ・一般型の場合：事業支援計画書（様式4）
 - ・コロナ特別対応型の場合：支援機関確認書（様式3）
- 4 コロナ特別型で概算払いを希望する場合は、自治体に売上減少の証明書の発行を依頼し、受け取る。様式は各自治体で用意されています。
- 5 必要書類を提出先へ送付する

一般型 詳細は P6 参照	コロナ特別対応型 詳細は P7 参照
<ul style="list-style-type: none">・様式1から様式5・電子媒体・決算書又は確定申告書・その他加点審査等を希望するための書類	<ul style="list-style-type: none">・様式1から様式4・電子媒体・決算書又は確定申告書・（概算払希望者）様式5

申請

持続化補助金の事務局で、申請内容を確認
※申請に不備があった場合は、電話、郵送等で連絡が入ります。

審査

申請受付締切後、審査を行い、
通常 1.5 ヶ月程度で採択者が発表されます。

補助事業の開始

採択の発表後、交付決定通知を送付します（通常1週間程度）。
交付決定通知を受け取ったら、補助事業が開始できます。

支援例

取組例 1

コロナ特別対応型（類型 A）

製造業者が、部品調達先の休業により既存の製品の製造が困難となったため、自社で部品が製造できるよう機械設備を導入。他社の休業に伴い、お客様に供給されなくなった製品を自社で製造するために機械設備を導入。

【経費例】

- ・ 機械設備の導入費

取組例 2

コロナ特別対応型（類型 B）

飲食店がテイクアウトを始めるため、テイクアウト用の容器、メニューを試作開発。事前に予約ができるようHPを作成し、認知度を向上し商圈を広げるため広告宣伝を実施。

【経費例】

- ・ テイクアウト用メニューの試作開発費
- ・ HP 改修費
- ・ ポスティング用チラシの作成費用
- ・ 非対面型・非接触型の接客に移行するために行うキャッシュレス決済端末の導入

取組例 3

コロナ特別対応型（類型 C）

企業向け商品の販売業者が、非対面型によるお客様への営業活動を実施するため、WEB 会議システムを導入。更に、従業員にテレワークを促すため、クラウド上での勤務管理システムやコミュニケーションツールを導入。

【経費例】

- ・ Web 会議システムの導入費
- ・ クラウドサービスの導入

その他のコロナ対策の支援

業界の横断的な感染防止対策として、事業者等の採択された補助事業には、事業再開枠として、補助上限 50 万円までとする定額補助にも併せて申請いただけます。ただし、この事業再開枠は、一般型又はコロナ特別対応型いずれかの事業が採択された方のオプション（選択）として活用を推進できるものとなります。補助対象の基本的な考え方は以下のとおりです。

具体的な補助対象経費

コロナウイルス感染症対策に係る業界別ガイドライン等の内容に照らした感染防止対策の実施であり、消耗品（下線）は、補助対象期間に購入及び使用した物品に限ります。

消毒費用

- 消毒設備の購入費
（例：除菌剤の噴霧装置、オゾン発生装置、紫外線照射機等）
- 消毒費用の外注費
- 消毒液・アルコール液の購入費

マスク費用

- マスク・ゴーグル・フェイスシールド・ヘアネットの購入費

清掃費用

- 清掃作業の外注費
- 手袋・ゴミ袋・石けん・洗浄剤・漂白剤の購入費

飛沫対策費用

- アクリル板・透明ビニールシート・防護スクリーン・フロアマーカの購入費・施工費

換気費用

- 換気設備（換気扇、空気清浄機等）の購入費

その他衛生管理費用

- クリーニング外注費
- トイレ用ペーパータオル・使い捨てアメニティ用品の購入費
- 従業員指導等のための専門家活用費
- 体温計・サーモカメラ・キーレスシステム・インターフォン・コイントレー・携帯型アルコール検知器の購入費

PR費用

- ポスター・チラシの外注・印刷費
（従業員又は顧客に感染防止を呼び掛ける内容に限る。）

※ 業種別ガイドラインが策定されていない業種においても、上記対象経費は補助対象となります。また、業種別ガイドラインが新たに作成された場合は、随時更新する予定です。クラスター対策が特に必要な業種（スポーツジム、ライブハウス等）に対しては、更に上限を50万円上乗せします。詳細は検討中です。

お問い合わせ先

コロナ特別対応型

- 商工会地区の方

全国商工会連合会

[ウェブサイト] http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_t/

[電話番号] 03-6670-3960

または、右のQRコードよりご確認ください。



- 商工会議所地区の方

日本商工会議所

[ウェブサイト] <https://r2.jizokukahojokin.info/corona/>

[電話番号] 03-6447-5485

または、右のQRコードよりご確認ください。



一般型

- 商工会地区の方

全国商工会連合会

[ウェブサイト] http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h

[電話番号] 03-6670-2540

または、右のQRコードよりご確認ください。



- 商工会議所地区の方

日本商工会議所

[ウェブサイト] <https://r1.jizokukahojokin.info/>

[電話番号] 03-6447-2389

または、右のQRコードよりご確認ください。



受付時間

9:30～12:00

13:00～17:30

※土日祝日を除きます。

